

「不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ報告書」の提言内容等に基づく 規則改正について

平成 26 年 1 月 10 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

証券投資及び証券業界について国民に不信感を与えかねない事案が散見されたことを受け、証券界の信頼性向上のため実施すべき施策の一貫として、平成 24 年 12 月、自主規制会議の下に「不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ」を設置し、「不都合行為者の取扱い」の検討対象範囲の見直し等について検討を行い、その検討結果を「不都合行為者制度等エンフォースメントの整備について－不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ報告書－」として、平成 25 年 6 月 18 日付で取りまとめ公表したところである。

今般、同報告書の提言内容等を踏まえ、「協会の従業員に関する規則」等の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

(1) 認定資料による審査を行う例外的な手続きの創設

協会員から事故顛末報告書が提出されない場合であっても、本協会が適当と認める資料（本協会が収集した証券取引等監視委員会の公表資料及び刑事裁判の確定判決に係る裁判資料等。以下「認定資料」という。）に基づき、本協会は、当該協会員の役職員の処分等に係る審査を行うことができることとする。（「協会の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）第 11 条第 4 項及び第 13 条第 3 項並びに「金融商品仲介業者に関する規則」（以下「金融商品仲介業規則」という。）第 28 条第 4 項）

(2) 「不都合行為者の取扱い」の検討対象範囲の見直し

法令等違反行為を行った役職員が当該法令等違反行為時に所属する協会員を退職し又は当該協会員から解雇に相当する処分を受けていない場合であっても、当該協会員が金融商品取引法第 29 条又は第 33 条の 2 の登録を取り消された場合、かつ、当該役職員の行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させるものと本協会が認めたときは、決定により、当該役職員を「不都合行為者」として取り扱うこととする。（従業員規則第 12 条第 1 項）

(3) 役職員に関する処分等のあり方について

① 外務員の職務禁止措置等

協会の外務員又は協会と業務委託契約を締結する金融商品仲介業者の外務員並びに外務員でない協会の役職員（行政処分の対象外である役職員）が法令違反行為等を行ったと認められるときは、外務員登録処分（行政処分）に準じた取扱いとして、本協会は決定により当該外務員等に5年以内の期間を定めて外務員の職務を禁止する措置を講ずることができることとする。

併せて、現行の外務員資格処分（自主規制処分）を外務員の職務を禁止する措置に統合し、外務員登録処分が行われる場合には当該措置を講じないこととする。

（「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第6条第1項及び第6項並びに金融商品仲介業規則第29条第1項）

② 内部管理責任者等の配置禁止措置等

協会の営業責任者及び内部管理責任者（以下「内部管理責任者等」という。）が自ら法令等違反行為を行ったとき又はその責務を十分果たしていなかったと認められるときは、上記①の外務員の職務を禁止する措置と平仄を合わせ、5年以内の期間を定めて内部管理責任者等として任命し、配置することを禁止する措置を講ずることができることとする。

併せて、現行の内部管理責任者等の資格処分（自主規制処分）を内部管理責任者等の配置を禁止する措置に統合し、協会は、当該措置を受けた者について、内部管理統括責任者及び内部管理統括補助責任者に定めてはならないものとする。

（「協会の内部管理責任者等に関する規則」第3条第7項、第6条第9項、第17条及び第18条）

(4) 法令等違反行為を行った役職員への対応等

協会は、採用しようとする者の審査において、処分等を受けた者であることが判明した場合には、法令等違反行為の抑止及び投資者保護に係る研修等を行うものとする。（従業員規則第3条の2）

また、協会と業務委託契約を締結する金融商品仲介業者又はその役職員で外務員登録する者においても同様とする。（金融商品仲介業規則第3条の2）

(5) その他所要の整備

その他、所要の整備を図ることとする。

3. 施行の時期

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：

平成 26 年 1 月 10 日(金)から平成 26 年 2 月 7 日(金)17:00 まで(必着)

② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「『不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ報告書』の提言内容等に基づく規則改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 規律審査部（TEL. 03-3667-8475）

以 上

資料 2

平成25年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成25年12月度月次速報版）

平成26年1月14日

証券・金融商品あっせん相談センター

1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	25年度 下期累計	下期月平均 (累計／月数)
相 談	400	321	456				1,177	392.3
取引制度に関する相談	171	128	232				531	177.0
勧誘に関する相談	61	48	56				165	55.0
売買取引に関する相談	76	63	66				205	68.3
事務処理に関する相談	50	45	52				147	49.0
その他の相談	42	37	50				129	43.0
苦 情	65	53	60				178	59.3
勧誘に関する苦情	25	22	20				67	22.3
売買取引に関する苦情	30	20	18				68	22.7
事務処理に関する苦情	8	9	14				31	10.3
その他の苦情	2	2	8				12	4.0
あっせん	11	4	8				23	7.7
勧誘に関する紛争	4	2	6				12	4.0
売買取引に関する紛争	7	2	2				11	3.7
事務処理に関する紛争	0	0	0				0	0.0
その他の紛争	0	0	0				0	0.0

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考 1】 25年度上半期の月別状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	25年度 上期累計	上期月平均 (累計／月数)
相 談	504	549	471	479	335	408	2,746	457.7
取引制度に関する相談	191	185	191	212	116	156	1,051	175.2
勧誘に関する相談	88	75	70	68	79	52	432	72.0
売買取引に関する相談	95	156	119	108	72	111	661	110.2
事務処理に関する相談	74	68	49	45	26	42	304	50.7
その他の相談	56	65	42	46	42	47	298	49.7
苦 情	95	87	108	61	63	65	479	79.8
勧誘に関する苦情	36	29	33	21	24	24	167	27.8
売買取引に関する苦情	32	39	52	23	30	28	204	34.0
事務処理に関する苦情	21	13	16	13	6	10	79	13.2
その他の苦情	6	6	7	4	3	3	29	4.8
あっせん	23	20	9	7	6	15	80	13.3
勧誘に関する紛争	18	15	5	5	5	10	58	9.7
売買取引に関する紛争	4	4	4	1	1	3	17	2.8
事務処理に関する紛争	1	0	0	0	0	2	3	0.5
その他の紛争	0	1	0	1	0	0	2	0.3

【参考 2】 過去3年の状況

(単位:件)

	24年度 累計	23年度 累計	22年度 累計
相 談	4,496	4,358	4,099
取引制度に関する相談	1,351	1,309	1,487
勧誘に関する相談	1,387	1,365	974
売買取引に関する相談	767	802	567
事務処理に関する相談	465	388	454
その他の相談	526	494	617
苦 情	904	1,205	1,009
勧誘に関する苦情	470	692	498
売買取引に関する苦情	240	286	257
事務処理に関する苦情	112	134	141
その他の苦情	82	93	113
あっせん	208	308	239
勧誘に関する紛争	176	267	184
売買取引に関する紛争	26	35	47
事務処理に関する紛争	6	6	3
その他の紛争	0	0	5

(単位:件)

24年度 月平均	23年度 月平均	22年度 月平均
374.7	363.2	341.6
112.6	109.1	123.9
115.6	113.8	81.2
63.9	66.8	47.3
38.8	32.3	37.8
43.8	41.2	51.4
75.3	100.4	84.1
39.2	57.7	41.5
20.0	23.8	21.4
9.3	11.2	11.8
6.8	7.8	9.4
17.3	25.7	19.9
14.7	22.3	15.3
2.2	2.9	3.9
0.5	0.5	0.3
0.0	0.0	0.4

2. 商品別処理状況(25年12月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	12月度 合計
相 談	223	58	104	2	0	2	67	456
取引制度に関する相談	120	27	41	1	0	1	42	232
勧誘に関する相談	15	15	23	0	0	1	2	56
売買取引に関する相談	34	8	21	1	0	0	2	66
事務処理に関する相談	29	3	5	0	0	0	15	52
その他の相談	25	5	14	0	0	0	6	50
苦 情	30	13	16	0	0	0	1	60
勧誘に関する苦情	5	8	7	0	0	0	0	20
売買取引に関する苦情	13	1	4	0	0	0	0	18
事務処理に関する苦情	8	4	2	0	0	0	0	14
その他の苦情	4	0	3	0	0	0	1	8
あっせん	4	1	3	0	0	0	0	8
勧誘に関する紛争	3	0	3	0	0	0	0	6
売買取引に関する紛争	1	1	0	0	0	0	0	2
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成25年度(平成25年4月～25年12月)の状況

(単位:件)

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	合 計
相 談	1922	594	896	80	8	6	417	3,923
取引制度に関する相談	804	223	299	25	1	2	228	1,582
勧誘に関する相談	167	158	254	3	2	4	9	597
売買取引に関する相談	495	125	190	38	4	0	14	866
事務処理に関する相談	270	34	55	7	1	0	84	451
その他の相談	186	54	98	7	0	0	82	427
苦 情	329	122	157	21	3	7	17	656
勧誘に関する苦情	62	77	84	1	1	7	2	234
売買取引に関する苦情	176	31	47	16	2	0	0	272
事務処理に関する苦情	72	11	15	4	0	0	7	109
その他の苦情	19	3	11	0	0	0	8	41
あっせん	33	25	33	0	0	11	1	103
勧誘に関する紛争	13	22	24	0	0	11	0	70
売買取引に関する紛争	19	2	7	0	0	0	0	28
事務処理に関する紛争	1	1	1	0	0	0	0	3
その他の紛争	0	0	1	0	0	0	1	2

3. 男女別処理状況(25年12月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	12月度 合計
相 談	239	203	14	456
取引制度に関する相談	119	105	8	232
勧誘に関する相談	27	26	3	56
売買取引に関する相談	36	29	1	66
事務処理に関する相談	27	24	1	52
その他の相談	30	19	1	50
苦 情	33	27	0	60
勧誘に関する苦情	8	12	0	20
売買取引に関する苦情	11	7	0	18
事務処理に関する苦情	10	4	0	14
その他の苦情	4	4	0	8
あっせん	3	5	0	8
勧誘に関する紛争	2	4	0	6
売買取引に関する紛争	1	1	0	2
事務処理に関する紛争	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成25年度(平成25年4月～25年12月)の状況

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	合計
相 談	2,157	1,612	154	3,923
取引制度に関する相談	881	634	67	1,582
勧誘に関する相談	298	274	25	597
売買取引に関する相談	469	357	40	866
事務処理に関する相談	262	174	15	451
その他の相談	247	173	7	427
苦 情	394	243	19	656
勧誘に関する苦情	102	119	13	234
売買取引に関する苦情	183	86	3	272
事務処理に関する苦情	83	24	2	109
その他の苦情	26	14	1	41
あっせん	50	35	18	103
勧誘に関する紛争	30	24	16	70
売買取引に関する紛争	18	9	1	28
事務処理に関する紛争	1	2	0	3
その他の紛争	1	0	1	2

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成25年12月）について

平成26年1月14日

日本証券業協会

【お知らせ】

「未公開株通報専用コールセンター」に情報をお寄せいただいた際、通報いただいた方の個人情報を行政機関及び警察に提供してよいかどうか、その都度、確認させていただいております。

お寄せいただいた情報は、連携先の行政機関及び警察に提供する場合がありますが、この場合に提供する情報に個人情報を含めるかどうかは、通報いただいた方に確認させていただいた結果に従っております。

お寄せいただいた個人情報がみだりに外部に出ないよう厳正に管理しておりますので、安心して通報・相談をお願いいたします。

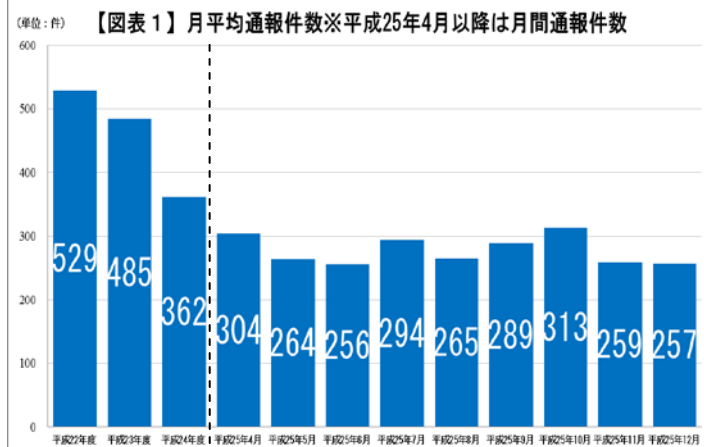
※「未公開株通報専用コールセンター」についての説明は、6ページに記載しています。

1. 平成25年12月中に受理した通報の概要

(1) 通報件数

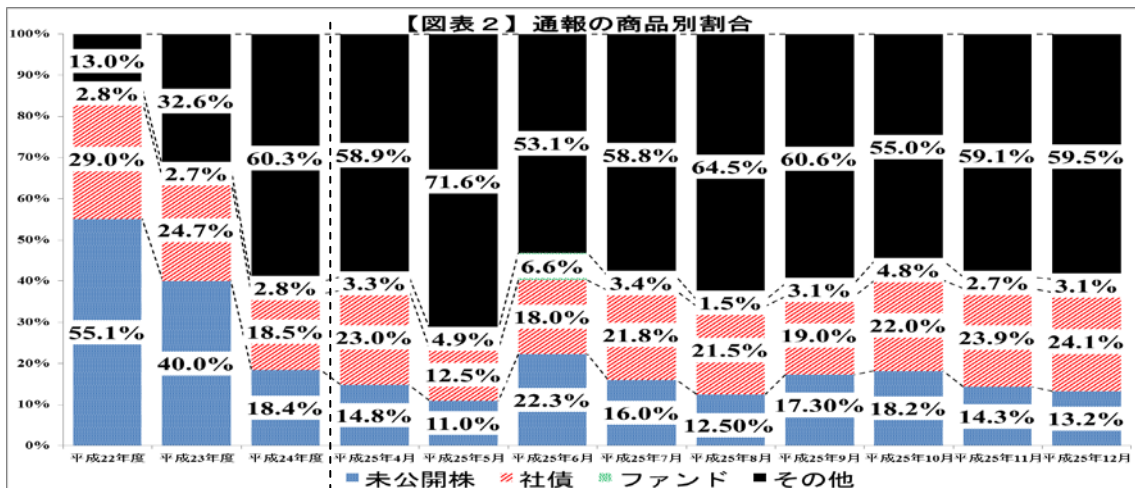
右の【図表1】のとおり、平成25年12月中に受理した全通報件数は257件であり、平成24年度（平成24年4月～平成25年3月）における1か月当たりの平均通報件数362件と比較すると少なくなっています。

また、この全通報件数を同月中に業務を行った20営業日で割った、1営業日当たりの平均通報件数は約13件で、こちらも、平成24年度における1営業日当たりの平均通報件数約18件と比較すると少なくなっています。しかし、平成25年度中で見ると、昨年10月には本年度で最多の通報件数を記録するなど、依然として注意が必要です。



(2) 購入・取引を勧誘された商品

下の【図表2】のとおり、平成25年12月中においては、「その他」に分類される通報が153件（59.5%）と最も多く、以下、「社債」が62件（24.1%）、「未公開株」が34件（13.2%）、「ファンド」が8件（3.1%）と続いています。



「その他」に分類される最近の通報では、業者が通報者に、「あなたの保有する未公開株を買い取るが、未公開株の譲渡制限を解除する必要があるので手数料がかかる」と持ち掛けたり、「未公開株の被害回復をするが、手続きをするうえで預り金が必要である」「会社が合併したので名義書き換え費用が必要である」「条例により、このままでは未公開株の取引ができなくなるので手続きのために費用がかかる」などの名目で金銭の支払いを要求したりする事例が見受けられます。

こうした通報においては、金銭の支払いをした後に業者との連絡が取れなくなることが多く、安易に業者の言うことを信用せず、お金を支払う前に落ち着いてよく考え直してみるなど、気を付けることが大切です。

(3) 被害の金額

平成25年12月中に受理した全通報件数257件のうち、実際にお金を詐取される被害に遭ったという内容のものは37件(14.4%)でした。

これらの被害の金額は、合計で約2億6千7百万円で、被害に遭ったという内容の通報1件当たりの平均では約720万円でした。

このうち、最大の被害金額は、保有する未公開株について被害回復ができると持ち掛けられ、2年間にわたって合計1億円を振り込んでしまったという通報でした。通報全体でみた被害金額の合計は時期によって大きく変化するものの、実際に被害に遭った事例一件一件では多額のお金がだまし取られることには変わりがなく、万が一無登録業者から利殖関係の儲け話を聞かされても鵜呑みにせず、お金を支払うことには十分慎重になるべきです。

(4) 勧誘・詐取の手段

平成25年12月中の通報を勧誘手段で分類すると、従来の傾向から変わらず、電話やダイレクト・メールといった直接に対面しない形での勧誘がほとんどです。

なお、実際にお金を支払ってしまう場面では、従来は銀行振込みがほとんどでしたが、最近では、無登録業者が被害者の自宅を訪問したり駅前等で待ち合わせをしたりして無登録業者に直接に現金を手渡ししてしまうケースや、無登録業者からの指示に従って郵便や宅配便で現金を送ってしまうケースが目立ってきており、お金の授受の手段が多様化してきていることに注意が必要です(4ページもご参照ください)。

(5) 通報者の属性

平成25年12月中の通報を通報者の年齢で分類すると、こちらも従来の傾向から変わらず、60歳以上が約90%であり、その中で一人暮らしは約21.4%を占めています。

また、通報者の居住地で分類すると、こちらも従来の傾向から変わらず、東京・大阪・愛知やその近郊が上位を占めています(別紙参照)。

これらのことから、大都市圏を中心に、お年寄りに集中的に勧誘が行われていることが推測されます。

一般に、お年寄りは、詐欺的な行為に遭った場合の対処に慣れておらず、また独り暮らしのお年寄りを中心に、こうした場合に誰にも相談することができず、被害が埋没してしまうと言われています。

このため、お年寄りの家族や近隣地域が、お年寄りの行動の変化に日頃から注意を払うとともに、万が一無登録業者による未公開株等の勧誘を受けたり実際にお金を支払ってしまった場合には、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」(電話:0120-344-999)をはじめ、公的機関の相談窓口相談することが重要です。

2. 最近の手口

「未公開株通報専用コールセンター」には、最近も、次のような手口の通報が相次いでいます。

(1)

- 通報者のもとに、ある業者Xから、「あなたの居住する地域の住民のみが購入できる『株式会社Yの金融商品』が販売されることになった。当社の名前では購入できないので、もし購入するつもりがないようであれば、あなたの名義を貸してほしい。」と電話がかかってきたが、通報者は興味がなかったため断った。
- 後日、業者Xから「あなたの名義で1,000万円分の金融商品を購入した。」という電話があったため、「以前に断ったはずだからキャンセルしてほしい。」と応じたところ、「それならば、株式会社Yに確認するので待っていてくれ。」と言って電話が切れた。
- しばらくして、今度は株式会社Yの社員から、「あなたが行った取引はインサイダー取引に該当するため犯罪である。また、今回のキャンセルで当社は被害をこうむったので、弁償として300万円を別の金融商品に投資してほしい。」という連絡があった。
- 通報者が「お金がないから投資はできない。」と断ったところ、「100万でも良いから投資してほしい。」と金額を下げたが、それも断ると「無理にでもお金を作れ。」と脅すような口調で要求してきた。
- その結果、最終的には100万円の支払いをしてしまった。

※ 実際の通報の内容を一部再構成しています。

上記の事例は、「劇場型」という詐欺の手口であり、業者X、株式会社Yの社員をかたる人物は裏でつながっていると考えられます。

この手口においては、上記事例のように、業者から持ち掛けられた話を承諾しなかった場合であっても、後日、業者Xから、「あなたの名前で金融商品を購入した」という連絡がなされ、株式会社Yの社員から、「あなたの名義で金融商品の申込みがされたが、申込みが法人名義であり犯罪である。監査の人が来て問題になっているので、あなたの名義で支払い直してほしい」という連絡がなされるなど、支払う必要はないはずのお金の支払いを既成事実として求められることが特徴となっています。

これに対して、通報者が、「頼んでもいないのに申し込まれるのはおかしい」「キャンセルしてほしい」と申し出ても、「キャンセル料がかかる」「あなたの名義で申し込まれているのだから、あなた以外の誰が支払いをするのか」などと、執拗に金銭の支払いを求めてきますが、相手にせず、絶対に金銭を支払わないようにして下さい。

そのうえで、新たな被害の未然防止に役立てるため、持ち掛けられた話や送られてきた資料等について、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」(電話：0120-344-999)に通報・相談するようにして下さい。

(2)

2 ページ目の 1. (4) において紹介しておりますとおり、最近では、無登録業者に直接に現金を手渡ししてしまうケースとともに、無登録業者からの指示に従って郵便や宅配便で現金を送ってしまうケースがあとを絶ちません。

手口としては、未公開株等の購入代金のみならず、未公開株等の代理購入に関するトラブルに被害者が巻き込まれていると装い、その解決金の支払い又はトラブル対応（資産を一時的に遠隔地に隔離する等）のためとして現金を送らせるケースがみられます。

こういった手段について、たとえば、警察庁、国民生活センターから、以下のように注意喚起がなされています。

○ 警察庁

「『振り込ませない』受取型の振り込め詐欺急増中！」

URL: <http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/main.html>

「その宛先は大丈夫ですか？」（実際に被害に遭われた方が現金等を送ってしまった住所）

URL: http://www.npa.go.jp/pressrelease/souni/furikome_jyusyo.pdf

○ 独立行政法人 国民生活センター

「宅配便でお金を送らないで！—他の商品と装わせてお金を送らせる手口に要注意！—」

URL: http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130321_2.html

どのような手段であれ、無登録業者にお金を支払ってしまうと、取り戻すのは非常に難しいのが現実です。

「品名を偽って送れ」など、無登録業者からの指示に従って現金を送ってしまうことのないよう、くれぐれもご注意ください。

※現金は、現金書留郵便以外の方法で送ることはできません。

(3)

業者が『日本証券業協会』や、これに類似した名称を名乗って怪しい投資話を持ち掛ける事例が目立ちますので注意して下さい。

○ 実際に使用された類似した名称の団体の一例

「証券取引監査協会」「証券業取引協会」「証券保証協会」「日本証券協会」「日本証券業協会株式等監査委員会」「日本証券業協会取引委員会」「日本証券業組合」「証券取引監査協会」など

6 ページに記載の通り、日本証券業協会では、「未公開株通報専用コールセンター」において、未公開株等詐欺に関する通報・相談を受け付けておりますが、「未公開株等の買い取りをする」「未公開株等の譲渡制限を解除する」「未公開株等の返金に関する手続きをする」「過去に行った投資に関する被害を回復する」「ブラックリストから名前を削除する」「個人の家宅を搜索する」といったことは行っておりません。

したがって、これらの名称を名乗る者から上記のような話を持ち掛けられた場合には、相手にせず、絶対に金銭を支払わないようにするとともに、「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）に通報・相談して下さい。

3. 日本証券業協会による取組み

日本証券業協会は、多発している無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害を防止していくことは、証券会社や金融機関等が行う取引の信頼性を確保していく観点でも重要なことであると考えています。

このため、日本証券業協会では、これまで、ホームページ上での情報提供、ポスター、リーフレット、注意喚起動画等の作成・頒布、公的機関による注意喚起活動や報道機関による取材への協力等を通じて、被害の傾向や未然防止のために注意すべきこと等の周知に努めてきています。

このうち、ホームページ上での情報提供については、昨年（平成25年）9月、これまでに注意喚起のために提供してきた情報を整理し、被害防止のためにこれまで以上に役立てられるよう、リニューアルを実施しています。

(URL:http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/index.html)

また、昨年（平成25年）も一昨年に引き続き、10月を強化月間として未公開株等詐欺未然防止キャンペーンを展開し、証券会社、各都道府県警察、財務局、各都道府県の消費生活行政等の協力を得て、各都道府県の主要都市の街頭において、リーフレット、PR用ポケットティッシュ等を配布する注意喚起活動を行ったほか、協会員、各都道府県消費生活センター等において、本協会作成のリーフレット・DVDを活用し、投資者・消費者に対して注意を呼び掛けました。

金融商品取引法は、有価証券の売買を業として行う場合は内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受けなければならないと定めており、またその登録を受けた者に対して、「必ず儲かる」等の表現を用いる断定的判断の提供を禁止する等、様々な行為規制を設けています。

さらに、日本証券業協会は、自主規制規則において、その会員である金融商品取引業者（証券会社）が未公開株を顧客に勧誘することを原則禁止しています。

このように、内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受け、日本証券業協会に加入している者は、投資家保護のための規制を守らなければならないことになっています。

このため、日本証券業協会では、有価証券の取引は、金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>) や日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiru/kyoukaiin/index.html>) において挙げられている金融商品取引業者（証券会社）又は登録金融機関を相手にして行うようにし、もし未公開株等の投資勧誘を受けた場合には、その業者¹や未公開株等についてよく調べたうえで、実際の取引は十分慎重に行うよう、呼び掛けています。²

¹ 実在する金融商品取引業者又は登録金融機関の名をかたる無登録業者もいます。もし未公開株等の投資勧誘を受け、その業者に連絡を取る場合は、業者から伝えられた連絡先ではなく、上に挙げたホームページに掲載されている連絡先から確認するようにすることが重要です。

² 日本証券業協会では、ホームページ上の次のURLにおいて、未公開株等の勧誘の典型的な手口と対処方法を紹介しています。

http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/files/101029mikoukai.pdf

4. 未公開株通報専用コールセンターについて

日本証券業協会では、無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害の防止に取り組んでいる行政機関、証券取引所、消費者団体、弁護士会、証券会社等との間の情報交換及び未然防止に向けた具体的な対応策の検討のため、平成21年、「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」を設置しました。

この協議会が取りまとめた報告書³では、ポスターやリーフレットを作成して消費者、特に高齢者の注意を喚起することにより被害の未然防止を図るとともに、日本証券業協会内に未公開株勧誘被害に関する相談専用のフリーダイヤルを設置することとされました。

これを受け、日本証券業協会は、平成22年4月、「未公開株通報専用コールセンター」を設置し、未公開株等の勧誘を受けた方からの通報を受け付けるとともに、相談のある方に対して適切なアドバイスを行っており、設置以来、平成25年9月までの3年半の間に約1万8千2百件の通報を受理いたしました。

また、日本証券業協会では、寄せられた情報を金融庁、消費者庁及び警察庁に提供しており、これら関係機関間における連携により、詐欺行為者の検挙や銀行口座の凍結等の対応が、より実効的に行えるようにしています。

未公開株等の投資勧誘を行う無登録業者やその手口は、時々刻々と変化しています。これら関係機関においても、新たな被害を防止するための対策を立てる上で、最新の実態を把握する必要があり、そのためには、実際にどのような手口の勧誘が行われ、被害の実態がどうなっているのかの情報が役立ちます。

そのため、日本証券業協会では、もし無登録業者による投資勧誘を受けた場合、また無登録業者にお金を支払ってしまった場合には、詐欺行為者の検挙の可能性を高めるため、また最新の实態に応じた被害防止策により新たな被害の発生を未然に防止するため、「未公開株通報専用コールセンター」(電話：0120-344-999)に通報・相談するよう、呼び掛けています。

以 上

○ この文書に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 エクイティ市場部 (電話：03-3667-8647)

³ <http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/h22/files/10012001.pdf>

[別紙]

未公開株通報専用コールセンターに寄せられた都道府県別の通報状況

総通報件数 257 件 (平成 25 年 12 月)

通報者の居住地	通報件数 (件)	割合 (%)	通報者の居住地	通報件数 (件)	割合 (%)
北海道	5	1.95	滋賀県	2	0.78
青森県	1	0.39	京都府	7	2.72
岩手県	0	0.00	大阪府	17	6.61
宮城県	3	1.17	兵庫県	11	4.28
秋田県	1	0.39	奈良県	8	3.11
山形県	1	0.39	和歌山県	1	0.39
福島県	0	0.00	鳥取県	1	0.39
茨城県	6	2.33	島根県	1	0.39
栃木県	4	1.56	岡山県	2	0.78
群馬県	4	1.56	広島県	9	3.50
埼玉県	15	5.84	山口県	10	3.89
千葉県	22	8.56	徳島県	2	0.78
東京都	28	10.89	香川県	2	0.78
神奈川県	24	9.34	愛媛県	2	0.78
新潟県	6	2.33	高知県	0	0.00
富山県	0	0.00	福岡県	4	1.56
石川県	0	0.00	佐賀県	1	0.39
福井県	0	0.00	長崎県	1	0.39
山梨県	3	1.17	熊本県	1	0.39
長野県	11	4.28	大分県	1	0.39
岐阜県	6	2.33	宮崎県	1	0.39
静岡県	11	4.28	鹿児島県	0	0.00
愛知県	20	7.78	沖縄県	1	0.39
三重県	1	0.39	不明	0	0.00